

## 先端技術実証等業務委託仕様書

### 1 委託業務名

先端技術実証等業務委託

### 2 業務目的

近年、少子高齢化に伴う労働力不足や地域の担い手不足、老朽化が進むインフラの維持や公共交通の確保など、従来のやり方では解決が困難な地域課題や行政課題が顕在化してきている。

本業務は、市内事業者が開発を進める先端的な技術や革新的なアイデアを用いた事業を通じて地域課題や行政課題の解決を目指すとともに、その効果を検証し、社会実装につなげることで、市内経済の活性化に寄与することを目的とする。

### 3 業務内容

(1)先端的な技術や革新的なアイデアを用いた地域課題の解決等に資する実証事業

ア 業務内容 社会課題や地域課題解決に向けた実証事業の実施

イ 業務場所 提案内容による

ウ 実施期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）の間で提案内容に基づき決定

エ 特記事項 ・業務内容は上市前の新規事業によるものとし、事業の内容に関しては令和7年4月22日付中小企業庁制定の「新事業進出指針」の新事業進出該当要件(1)(2)に準拠したものとする（以下、表1参照）。ただし、要件記載の「事業を行う中小企業等」は「受託者」に読み替えること。また、経済産業省制定の「新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」の新技術等実証及び新事業活動の趣旨(1)(2)にも準拠したものとする（以下、表2参照）。  
・実施にあたり、業務場所の確保や庁内関係課の協力を要する場合は、提案内容に基づきイノベーション推進課が調整を行う。  
・実証事業の進捗について、月に1回程度、本市への経過報告を行うとともに、必要に応じて職員による現場視察等に対応すること。

表1【参考】新事業進出指針（新事業進出の該当要件）より抜粋

#### (1)製品等の新規性要件

事業により製造等する製品等が、事業を行う中小企業等にとって、新規性を有するものであること。

#### (2)市場の新規性要件

事業により製造等する製品等の属する市場が、事業を行う中小企業等にとって、新たな市場であること。新たな市場とは、事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかったニーズ・属性（法人／個人、業種、行動特性等）を持つ顧客層を対象とする市場を指す。

表2【参考】新技術実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針より抜粋

(1)新技術等の要件

事業分野に属する事業活動において用いようとする革新的な技術又は手法であり、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるもの。

(2)新事業活動の要件

新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動であること。

(2) (1)に係る効果検証

- ア 業務内容 (1)の実証業務に係る効果の検証
- イ 検証内容 社会課題または地域課題とのマッチング  
実証フィールドの整合性  
実証業務の有効性
- ウ 検証期間 契約締結日から令和9年3月31日(水)の間で提案内容に基づき決定
- エ 特記事項 ・検証にあたり、庁内関係課の協力を要する場合は、提案内容に基づきイノベーション推進課が調整を行う。  
・職員による現場検証等を要する場合は、別途協議により実施する。

(3) (1)及び(2)に係る報告

- ア 業務内容 (1)の業務の実施報告及び(2)の業務の結果報告の実施
- イ 報告方法 原則として書面(任意様式)によるものとし、書面に加えて現地での報告を要する場合は、別途協議により実施
- ウ 報告期限 令和9年3月31日(水)
- エ 特記事項 ・報告にあたり、庁内関係課の出席を要する場合は、イノベーション推進課が調整を行う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日(水)

5 履行期日及び成果物の提出期限

- (1)実証業務の履行 令和9年3月31日(水)の間で提案内容に基づき決定
- (2)効果検証業務の履行 令和9年3月31日(水)の間で提案内容に基づき決定
- (3)報告業務の履行 令和9年3月31日(水)
- (4)業務完了届の提出 令和9年3月31日(水)

6 機密保持

受託者は、本業務で知り得た情報について、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならない。

## 7 個人情報の保護

本業務の実施を通じて得た情報に個人情報が含まれる場合、受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、情報の漏えい、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 8 情報公開

本業務には上市前の新規事業に関する情報が含まれることから、情報公開請求があった場合には、受託者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等を非公開とした上で公開することとし、非公開とする部分については、別途、本市と受託者の協議により決定する。

## 9 再委託の禁止

- (1)受託者は、業務の全部を一括して、又はおおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2)受託者は、前項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならない。

## 10 著作権等の取り扱い

本業務に係る著作権等の取り扱いについては次のとおりとする。

- (1)受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。
- (2)受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利（以下「権利留保物」という。）及び権利留保物を活用した本業務における成果品については、受託者に留保するものとする。
- (3)権利留保物を活用しない本業務における成果品については、本市に帰属するものとする。
- (4)第2項の成果品について、本市は受託者の合意を得た場合に限り、加工及び二次利用できるものとする。

## 11 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1)長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2)業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

## 12 その他

- (1)受託者は、本業務に関して、法令順守を徹底すること。
- (2)業務内容について疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。
- (3)契約内容の詳細については、契約締結時に定めることとする。
- (4)その他、本仕様書に記載のない事項については、その都度、双方で協議して決定する。